



年度末の3月31日に参議院議員会館にて、各地で原発事故に備えた安定ヨウ素剤の事前配布を求める取り組みを行っているみなさんが集まり、院内集会と政府交渉が開かれました。議員会館ではさまざまな集会やデモが同時に行われている状況でしたが、60名近い参加がありました。政府交渉では大きな成果も勝ち取ることができました。

### 院内集会

#### ◆原発政策への市民参加の糸口でもある～兵庫県篠山市から

原発から約50キロの篠山市では、原子力災害対策検討委員会に市民が加わり、議論しながら事前配布の事業を進めています。その市民委員の一人である玉山ともよさんにお話しいただきました。玉山さんは、安定ヨウ素剤の事前配布は市民として当然の権利であり国ができないことを地方公共団体が補うものであること、市民の意識を活発化し、それを持っていることで常に原発の危険性について振り返る効果があること、などを指摘し、実際的な被ばく防護であるとともに、原発に関する政策への市民参加の糸口となることを強調しました。

#### ◆あの時わたしたちにヨウ素剤はこなかった～浪江町から兵庫県への避難者から

福島原発事故により、浪江町の高線量地域から兵庫県に避難されている菅野みずえさんは、事故当時の体験からも、混乱のさなかで安定ヨウ素剤を配布することなどできない、安定ヨウ素剤はお守りのように持っていて当然であり、事前配布はこの国に原発を許してしまった大人が果たすべき社会的責任である、被ばくから身を守る装備をして全原発を廃炉へと進むべきだと訴えました。

#### ◆福井の原発銀座周辺で事前配布を求める取り組み～福井県若狭町から

福井県の原発銀座の若狭町から来られた石地優さんから、周辺の準立地地域の市町に対し、申し入れやアンケート調査、講演会などの活動について報告がありました。また、福井県が、30キロ圏内の自治体の学校や幼稚園などに対し、安定ヨウ素剤の事前配布を働きかけていることについて、事前配布に繋がる動きとして紹介がありました。

元国会事故調の崎山比早子さんからは、安定ヨウ素剤の副作用はほとんどなく、メリットが大きいことは、チェルノブイリでのポーランドの例からも明らかとのコメントがありました。

佐賀の石丸初美さんからは、離島の置かれた状況について報告がありました。佐賀県の30キロ圏内に7つの島があり、安定ヨウ素剤が備蓄され、事故時には基本は医師が配布することになっているが、医師が一週間に一回巡回に来るだけの島もある、不在の時は、看護師や市職員が船で来るのを待つことになっているが、とても間に合わない、との訴えがありました。

鳥取の山中幸子さんと土光均さんから、安定ヨウ素剤の事前配布について陳情、申し入れを行ってきたが、島根県がUPZ内の希望者に事前配布を始めたのがきっかけで、採択または趣旨採択され、2017年度からの実施が期待されるとの報告がありました。

京都府宮津市の吉田真理子さんから市の防災課との懇談について報告がありました。その他に、鹿児島から市議会での意見書採択の動き、関西からアンケートとその結果をもって幼稚園などを回った活動など、首都圏からひたちなか市の事前配布を巡り、茨城県に要請行動を行い交渉をもった

報告などが続きました。

## 政府交渉

引き続き行われた政府交渉には、内閣府原子力防災担当の林田氏、原子力規制庁の高野氏、樋口氏が対応しました。

### ◆学校・幼稚園、病院・福祉施設などでの事前備蓄

～備蓄状況の把握すらしておらず

規制庁が作成した「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」（ガイドライン）には、「避難弱者」の施設について、備蓄が「望ましい」（学校）、「必要性が高い」（幼稚園等）、「必要である」（病院、福祉施設等）となっていることから、国としてどのように指導しているのか質しました。規制庁は、「特に小さい子どもたちについては感受性が高い」「現場からの要望が多い」ことから必要性は認めましたが、実際の状況については、把握すらできていないことが明らかになりました。参加者からは、国が把握し指導すべきだと訴えました。



### ◆離島での事前配布～県が地域協議会で議論すれば拒否はできない

離島での事前配布については、内閣府より、佐賀については、佐賀県が地域協議会に提案し議論して決める手続きになる、長崎県の離島については、そのようにして事前配布が認められた旨の回答がありました。その場合、証拠がないと門前払いということもないとの回答でした。

### ◆ゼリー状ヨウ素剤の独自購入は可能

現在、安定ヨウ素剤は丸剤に加えて、3歳児以下用のゼリー状が開発されています。独自に事前配布を行っている篠山市やひたちなか市は、これの購入を試みっていますが、ゼリー状については市販されておらず、1社が独占的に原発事故対策用として生産し、国だけが買っている状況です。内閣府からは、国として篠山市などの購入を妨害するようなことはしていない、市が独自で購入することに何の問題もないと回答がありました。

### ◆ひたちなか市のゼリー状ヨウ素剤の国の交付金による事前配布を認める成果

圧巻はひたちなか市の問題でした。ひたちなか市は5キロ圏外を含む全市で事前配布を進めていますが、国と茨城県は、薬局で薬剤師が渡すやり方がガイドラインに違反するとして、国の交付金で調達したヨウ素剤を、ひたちなか市の事前配布用に使わせないようにしています。

なぜひたちなか市にヨウ素剤を渡さないかと質すと、内閣府は、医師が全員について服用の適否を判断する必要があるが、ひたちなか市の配布方法ではそれが無いので適切ではない、東海村での配布と同様にすればよい、と回答しました。しかし、市民側から、東海村の配布方法も、医師が説明会の会場のどこかにいるというだけで、服用の適否の判断はしていない、服用の適否の判断についてはガイドラインに記載がないことを指摘すると沈黙してしまいました。

最後になって、ひたちなか市が3歳児や1歳半の法定健診を使って子どもたちに配布しようとしていることを例に出すと、内閣府は、それであれば5キロ圏内について交付金による配布は問題ないとその場で認めました。5キロ圏外についても協議会で了解が出ればよいとの回答でした。交付金による事前配布を初めて認めるという、大きな成果を得ることができたのです。

4月4日にひたちなか市を訪問して交渉の報告をしました。ゼリー状の交付金による配布を確実に実現し、さらに、ひたちなか方式が全面的に認められるようはたらきかけを続けていきましょう。